

くらしき移住宣伝大使等設置要綱

(目的)

第1条 倉敷市の魅力や、事業を幅広く紹介することにより、東京圏等を中心とした県外から、本市及び高梁川流域圏域への移住を促進するため、本市にくらしき移住宣伝大使及びくらしき移住PRメンバー（以下「大使等」という。）を置く。

(区分)

第2条 大使等は、次のとおりとする。

- (1) くらしき移住宣伝大使
- (2) くらしき移住PRメンバー

(役割)

第3条 大使等は、次に掲げる役割を担う。

- (1) 県外の移住希望者等へ、本市の歴史、自然、文化、交通等幅広い町の魅力や移住につながる事業（二地域居住やワーケーションの促進等の関係人口（地域や地域の人々と多様に関わる者）の増加に向けた事業を含む）を紹介すること
- (2) その他、本市の移住推進のため必要な活動を行うこと

(任命等)

第4条 くらしき移住宣伝大使は、次の各号のいずれにも該当する者を市長が任命する

- (1) 本市の出身又はゆかりのある者
- (2) くらしき移住宣伝大使として倉敷市への移住を積極的に応援、PRする意思を持ち、多数の県外在住者にPRすることができる者
- (3) 倉敷市への移住推進PRについての賛同書又は「くらしき移住宣伝大使」就任への申込書を提出した者のうち、くらしき移住宣伝大使となることに同意した者

2 くらしき移住PRメンバーは、次の各号のいずれにも該当する者を市長が依頼する。

- (1) 本市の出身又はゆかりのある者
- (2) 倉敷市への移住を積極的に応援、PRする意思を持ち、多数の県外在住者にPRすることができる者
- (3) 倉敷市への移住推進PRについての賛同書を提出した者のうち、PRカードと特産品を配布することに同意した者

(任期)

第5条 大使等の任期は特に定めないものとする。

2 市長は、大使等本人から辞退の申し出があった場合、又は市長が大使等として不相当と認めた場合は、任命及び依頼（以下「任命等」という。）を解くことができる。

3 市長は、PRグッズ等の送付の後、配布先不明として配布物が市に返送されて場合、返送された日から半年間の間に、大使等から送付先住所変更の申し出がなかった場合は、任命等を解くことができる。

（報酬等）

第6条 大使等に報酬は支給しない。

2 市長は大使等の活動に資するため、次の各号に掲げるものを提供することができる。

（1） 名刺（くらしき移住宣伝大使に限る。）

（2） 移住定住PRグッズ

（3） 移住定住に関する刊行物

（4） 前3号に掲げるもののほか、本条第1項の大使の職務を遂行するにあたって、市長が必要と認めるもの

（庶務）

第7条 大使等に関する庶務は、くらしき移住定住推進室が処理する。

（補足）

第8条 この要綱に定めるものもほか、大使等に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年7月27日から施行する。

2 この要綱の施行日より前に任命等により大使等となっている者についても適用する。

3 第2条2項に定めるくらしき移住PRメンバーは施行日以降に新たに募集及び依頼を行わない。